

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

| | |
|----------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 第 57 回「枚方市障害者施策推進協議会」 |
| 開 催 日 時 | 平成 24 年 6 月 29 日（金） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで |
| 開 催 場 所 | 枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室 |
| 出 席 者 | 石川肇会長、河野和永副会長、徳村初美委員、長尾祥司委員、関容子委員、松浦武夫委員、小林清香委員、岸本和子委員、林宏樹委員、松原俊江委員、井上のり子委員、村山育代委員 |
| 欠 席 者 | 松田伸一副会長、山本周子委員、大西豊委員、辻尾壽市委員 |
| 案 件 名 | 1. 枚方市障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の総括について 2. 平成 24 年度障害福祉予算について 3. 平成 24 年度の新規事業について 4. その他 |
| 提出された資料等の名 称 | 第 57 回「枚方市障害者施策推進協議会」次第 資料 1 前枚方市障害者計画の進捗状況一覧 資料 2 平成 24 年度予算（障害福祉室関連分）比較表 資料 3 平成 24 年度新規事業 |
| 決 定 事 項 | |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍 聴 者 の 数 | 1 人 |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 福祉部 障害福祉室 |

審 議 内 容

会長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから枚方市障害者施策推進協議会を開催します。案件に入る前に事務局のほうから報告をお願いします。

事務局 それでは、まず最初に委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。枚方公共職業安定所の邑田知子委員にかわりまして、井上のり子委員でございます。よろしくお願いいたします。

井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

事務局 また新年度となりまして、初めての施策推進協議会でございます。事務局のほうも一部体制が変わりましたのでご紹介をさせていただきます。福祉部長の分林でございます。福祉部次長兼障害福祉室長の金沢でございます。障害福祉室生活支援担当課長の河田でございます。同じく生活支援担当課長代理の三谷でございます。同じく担当係長の北田でございます。総務事業担当課長代理の竹内でございます。主任の野井でございます。私、総務事業担当課長の服部と申します。よろしくお願いいたします。

それでは次に、本日の出席状況をご報告させていただきます。本協議会は、要綱第6条の規定により委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと定められています。本協議会委員16名中、本日出席の委員は12名で、都合により松田委員、山本委員、大西委員が欠席のご報告をいただいております。したがって、本日の協議会が成立していることをご報告させていただきます。それでは、事務局を代表いたしまして、福祉部長の分林からごあいさつを申し上げます。

分林部長 改めまして、皆さんおはようございます。前任の木村にかわりまして、この4月に人事異動で福祉部長を拝命しました分林と申します。

委員の皆様には、何かとご多用にもかかわらず、こういった形の障害者施策推進協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

また、昨年度は障害者計画（第3次）及び障害福祉計画（第3期）の策定に当たりまして、精力的にご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。改めまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。皆様も既にご承知かと思いますが、先日、国におきまして、障害者自立支援法の改正ということで、名称も障害者総合支援法という名前に変更され、今国会で可決されたところでございます。来年度からの施行が予定されておりますが、本市といたしましても、その対応につきまして随時行っていきたいというように考えております。その折には、また改めまして皆様のほうにご紹介をさせていただきたいと思っております。

さて、本日は、平成23年度までの前障害者計画に係ります各取り組み状況

の総括ということでご意見をいただきたいと考えております。また、新年度 24 年度がスタートしておりますので、その 24 年度の障害福祉室予算、また新たな事業につきましてもご説明をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、本市障害者施策の推進のために、それぞれのご専門分野から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず次第でございます。続きまして、資料 1 前枚方市障害者計画の進捗状況一覧、資料 2 平成 24 年度予算（障害福祉室関連分）比較表、資料 3 平成 24 年度新規事業、以上でございます。資料に過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして本日の案件をご説明いたします。

案件 1 といたしまして、枚方市障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の総括について、案件 2 といたしまして、平成 24 年度障害福祉予算について、案件 3 といたしまして、平成 24 年度の新規事業について、案件 4 といたしまして、その他、以上でございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、本日傍聴希望の方がお一人いらっしゃるということでございます。傍聴について皆さんにご意見を伺いたいと思うんですが、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

< 異議なしの声あり >

会長

よろしいということですので、傍聴の許可をいたします。入っていただけますでしょうか。

< 傍聴者入場 >

会長

それでは、案件 1 につきまして事務局からご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは案件 1、枚方市障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の総括についてご説明いたします。

資料 1 の前枚方市障害者計画の進捗状況一覧を参照いただきたいと思います。前障害者計画の総括につきましては、昨年度の 8 月の本協議会で総括見込みということで一度ご報告しておりますけれども、計画期間が終了しましたことで、改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

前計画におきましては、施策目標といたしまして 4 つの目標を掲げておりました。「自立を支援する」、「社会参加の促進」、「主体性を尊重する社会サービスづくり」、「生命と健康を支える」の 4 つでございますが、この施策目標の中に課題で 62 の事業計画を設定しておりました。この 62 の事業計画のそれぞれに

ついて、実績及び総括をまとめたものが、資料1前枚方市障害者計画の進捗状況一覧でございます。資料の構成について、まずご説明いたします。

資料1の1ページ目をごらんください。はじめに施策目標の(1)「自立を支援する」、課題の「住まいの確保と改善」を記載しております。そして表の中ですが、左から節として事業計画の名称、所管課、事業計画の内容、現状・課題、目標となっております。

ここまでの部分については、所管課のところ以外は前障害者計画の冊子に記載されているのと同じ内容となっております。現状・課題の部分は、平成20年度に計画を見直ししていますが、その時点での現状・課題ということになります。

その右側にあります22年度実績については、昨年度基本のご報告をさせていただきます。

今回まとめました内容は、23年度の実績及び20から23年度末までの総括の部分となります。23年度実績の中の目標達成度合いにつきましては、○、△、×で表記しておりますが、その基準としましては、表の上欄外に記載をしております。○については、目標に沿って取り組みを実施しており、おおむね順調に推移をしている、△は目標達成に向け着手をしているが、なお課題を残している、×につきましては、取り組みを実施していないということで達成度合いを記載しております。

なお、一つの事業計画につきまして所管課が複数あるものにつきましては、それぞれの課について総括をまとめております。

それでは目標達成度合いを△としている事業計画を中心に主要な部分について順を追ってご説明いたします。

1ページ目の下のほうですが、「地域生活を支援するサービスの充実」の4「福祉施設入所者の地域生活への移行」、また2ページ目になりますが、5「退院可能な精神障害者の地域生活への移行」についてですが、地域移行が十分進んでいないという現状があることから△にしています。地域生活への移行は、国、府も重点施策として位置づけているところであり、現行の障害者計画をお手元に配らせていただいておりますが、現行の障害者計画(第3次)につきましては、基本理念の部分で地域移行を促進していくこと、またそのための具体的な施策としてグループホーム、ケアホームの拡充や障害福祉サービスの充実、相談支援の充実といった形で反映をしております。

続きまして、2ページの7「短期入所サービス」についてです。これにつきましては、緊急時の対応や重心の方の受け入れなどで課題が残っているということで△とさせていただきます。これにつきましても、現行計画の中では、サービス提供の確保に今後も努めていくということで反映をさせていただ

いております。

次に同じ2ページ目の9「グループホーム・ケアホーム」についてですが、利用者に一定の伸びはあるものの、障害福祉計画に掲げた目標値には達しておらず、△とさせていただいております。今後地域移行の促進とともに、在宅の障害者についてもニーズが増大することが見込まれることから拡充を図っていく必要があると考えておまして、後ほどご説明をさせていただきますけれども、今年度より新規にグループホーム・ケアホームの新規開設時の補助金を増設しております。現行計画の中にも反映をさせていただいております。

次に3ページになります。11「日中一時支援事業」についてですが、利用者や利用日数が増加してはいますが、全体的ニーズに対応しきれていないということから△にさせていただいております。この点についても、現行計画の中で事業者の確保や十分なサービス提供を図っていくということで記載をさせていただいております。

続きまして4ページになります。4ページの18「重症心身障害者（児）の日常生活支援」ですが、さらなる重症心身障害者（児）の日中活動の場の整備が必要であるということで△にさせていただいておりますが、現行計画の中では、日中活動系サービスの施策によって利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるという形で反映をしております。

続きまして、ちょっと飛びますが7ページになります。27「点字・音声による情報提供」についてですが、これにつきましては、広報課、議会事務局、保健センター、障害福祉室の4か所が所管となっております。各部署において発行物の点字版・音声版を作成し配布したほか、障害福祉室においては点字パソコン、点字プリンター、音声読み上げ装置を貸し出し物品として配置し、目標達成度合いは○とさせていただいております。今後につきましても、情報提供の充実について現行計画に盛り込んでおります。

続きまして8ページになります。29「防災対策」についてでございます。所管が危機管理室と福祉総務課となっておりますが、要援護者支援の具体的な検討が十分に行えなかったこと、また災害時要援護者避難支援事業の登録者数の増加に向けて、より一層の取り組みが必要なことから△とさせていただいております。これにつきましては、現行計画の中で重点的な課題として取り組んでいくということで、常時の見守り及び情報把握、また災害時を想定した避難方法の確立などを施策として盛り込んでおります。

続きまして11ページになります。38「市職員への雇用」についてです。本市においては、法定雇用率より高い独自の目標として3%という雇用率を設定しておりますが、23年度はこの目標に到達しなかったということで目標達成度を△としております。今後も目標達成に向けて取り組んでいく旨、現行計画に

は記載をしております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども 17 ページになります。50「障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助」についてでございます。市長申し立てにより成年後見人の選任について手続に時間がかかり、対象者も少なかったことから△としておりますけれども、障害者の権利擁護を推進するために成年後見制度の充実が重要と考えておまして、現行計画の中でも相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実を図っていく、また権利擁護のための制度などを周知していくという形で反映をさせていただいております。

以上で、ちょっと駆け足ですけれども資料1の説明を終わらせていただきます。説明の中でも申し上げましたように、課題となっている部分については、現行計画に引き続き、課題解決に向けて取り組んでいくとともに、目標達成度合いを○としている施策につきましても今後継続的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞ発言いただきたいと思っております。いかがでございますか。

A委員、どうぞ。

A委員 先ほど、音訳とか点訳していただいた分が○になってたんですけど、まだ音訳されてない部分が結構あります。この間配られた3次の計画も、支部の分として墨字版と点字版を何部かもらったんですけど、音訳ができてないので、もうちょっと頑張ってCDのデージー版にさせていただいたら、点字を読めない方にも結構見ていただくことができます。なので、まだ○ではないと思うんです。その辺を引き続きよろしくお願いいたしますと思っております。

会長 もう少し充実した音訳をしてもらいたいというご要望ですけども、第3次計画は、その辺についてはいかがなものでしょうか。

事務局 いろいろご迷惑おかけしてまして、申し訳ございません。一点だけ、第3次計画につきましては、音訳版ができておりますので、またお渡しさせていただくようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 A委員、よろしいですか。ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、B委員、どうぞ。

B委員 すみません、全体的に相当多くの項目があるので、ぱっと確認したい部分だけいきたいと思っております。

2ページ目の部分で、居宅系サービスの部分で○にはなってるんですけども、ホームヘルパー、居宅介護などは非常に職員不足というのが、どこの事業所も慢性化しております。特に、重度訪問介護とか、それからこの4月から始まりました医療行為に関する資格要件等が、まだまだ職員の体制不十分ということ

があると思います。これはまた市のほうとしても何らかの方向性を示してもらいたいなと思っております。

それから、3ページの難病患者等のホームヘルプサービス事業ですけども、利用者が1名ということで、さらに今後難病の枠が広がるという部分があると思います。そこにおいて、今後谷間の方はなくなると思うんですけども、網羅されない以上、またこの辺の部分も引き続き、自立支援法、制度が来年変わりますけども、それ以降対応していくというふうなことで考えておられるのかなと思いますが、その辺の確認だけお願いします。

それから4ページ目なんですけども、そこにあります障害児の日中活動とか、これは制度が変わりまして拡充の方向で動いていると思うんですけども、全体的に留守家庭児童会の問題なんかがどうなっているのか、ちょっと報告があればつけてほしいなと思います。

後は、8ページ目なんですけども、防災対策の部分、今後も検討していくとありましたけれども、先日堺市のほうが防災計画をまとめた件が載っております。また避難場所も含めての方向性、堺市と同じではなくて、堺市の方向性を参考にしながら、どういう形がいいのか、もう少し改正、変えていったらいいのではないかなと思っているのと、多分後から出ると思うんですけども、7月2日から計画停電が入ってきます。事業所にも、利用者のほうからどうなるのかという問い合わせがありました。市としても事業所としても、いずれにしてもマップをつくって、どこにだれがいるかぐらいは確認しなければいけないとは思っているんですが、その対応に関して、もし聞かせてもらえる部分があれば、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。そういうことも含めて、防災対策の部分を一急に整備していく必要があるだろうなと思っております。

会長 幾つかご質問、ご意見があったと思うんですけども、事務局のほうから。

事務局 何点かご質問いただきまして、まず居宅系のサービスの分につきまして松浦委員からご意見がありましたように、若干、事業所の数また支給決定者数等は実は増えてはおるんです。けれども、やはり市場から言えばヘルパーさんがなかなかいないと。重度訪問の対応をされるヘルパーさん、事業所も若干不足しておるといふような実情がございますので、今後とも引き続き、そういったご相談にはきめ細かく対応していきたいと思っております。

それと医療行為の分についても、今年度4月から研修を受けた方について認められるということになっておるんですけども、今後また府等からいろんなこういった研修の機会があれば、事業者連絡会等をいかしながら、研修の周知に努めていきたいと思っております。

それと難病の方に対するサービスなんですけど、23年度一定サービスの整備を行いました。これは自立支援法の中のサービスとは別の難病患者の方の居宅

サービスの事業ということになっておりまして、今後、冒頭あいさつでありましたように、法改正に伴いまして、25年度からは、難病の方も一定自立支援法の対象ということに位置づけられておりますので、今後はこういった難病患者の方に対して適正に法によるサービス等を決定していくような体制づくりをまた構築していきたいと考えています。

会長 留守家庭児童会の利用状況についてというご質問はありませんでしたか。

事務局 留守家庭児童会の5、6年生の状況なんですけども、市内4か所でやっております、定員1か所5名の定員20名ということになっております。24年4月の状況で申し上げますと、定員が20名とも埋まっておるといことで、希望者は21名おられて、1名が利用できなかったというふうに聞いております。

防災の関係ですね。防災につきましては、福祉部局でも話し合っております、それぞれ高齢の所管の施設、障害福祉所管の施設とございますので、福祉部内で意見がまとまりましたらそれぞれ事業者の皆さんからご意見をお伺いしたいというふうな段取りで、今進めておるところでございます。

会長 B委員、よろしいでしょうか。大分検討中のところも結構あるようですね。

B委員 結構です。

会長 ほかに何かご意見ございますか、ご質問。

C委員、どうぞ。

C委員 医療的ケアの関係でいうと、重度心身障害者の日中活動の確保の関係も重複すると思うんですけど、そういった対応ができる職員もしくはヘルパーなどを確保していくことも含めて、基盤整備を考えるかというふうに考えれば、先日この関係の学習会に行ったんですけど、大阪府下でも箕面市が市の委託事業として医療的ケアの対象を研修でやろうということをやっているようです。介護従事者もそうだし、教育関係者を含めて取り組むことで、市独自で取り組んでいることがよくあるみたいで、もともと箕面市は、そういった医療的ケアの必要な人の介護の対応について、市民の要望をあげてきた高い評価があると思うんですけど、少し市独自でそういった取り組みをされる考えはないのか。というのも、単に介護だけじゃなくて、日中活動に対する基盤整備の意味を含めて、必要な部分じゃないかなというように思うんですけど。

会長 今のご意見で、医療ケアは介護職が主にやっている段階ですけども、いわゆる重症心身の方々に対する医療ケアの拡充について、市として取り組む考え方があるかどうかというご質問だったと思うんですけど、それについては、これは研修を含めてですけど、主体的に市が研修の主体になって事業者に声をかけていく計画があるかないかということのご意見だったと思うんですけども。

C委員 昨年、大阪府が事業として研修で一定の層を養成したような形になってるん

ですけど、去年度で終了ということで、今年度は他県へ、ほかの県はちょっとやっているとところがあるんですけど、大阪府は昨年に限ってということで養成が止まってしまっています。大阪府内でそういった研修をやっているとところがあるかという、多分府内で1カ所程度なので、ほとんどそういう機会は、始まったけど無くなっちゃったという現状があって、この1つのコンセプトに対しては、今後をどうするかも含めて見据えてる状況じゃあないかなと思うんですけど、今回防災の観点も含めて、どの程度対応が必要かということ、いろんな重複的な議論が逆にできないかなと思ってるんですけど。

会長 事務局どうぞ。

事務局 C委員からいただいたご意見なんですけども、今現在どう思ってるかと言われると、お答えできない段階なんですけど、今C委員にご指摘いただいたことを踏まえて、府の動向や何かを見据えながら今後研究してまいりたいと思っております。

会長 今回の議題は、今までの総括に対するご意見ということで、これから当然、来年度、今年度に向かって、各事業を拡充していくための総括ですから、そういう意味も含めてご意見をいろいろといただければと思います。

ほかにご意見いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと待ってください、D委員のほうからどうぞ。

D委員 障害児保育の部分なんですけども、計画に従っての目標達成率になるんですけども、今すぎの木とか親子教室の待機児が多いというふうなことも聞いてるんです。その辺の実態も、地域の幼稚園とか保育所に対する計画ではあるんですけども、聞いておく必要があるん違うかなということをおもうんですけど、今後どうしていくかという大きな課題じゃないかなと思います。

会長 現状をもう少し、この総括の中に入れたほうがいいのかというご意見ですか。その辺については、何ページですか。

D委員 19ページの60。

会長 60番ですね。△になっているところですね。

事務局 D委員がおっしゃっておられるのは、この上のほうですよ。子育て支援室所管の分について、私立保育所（園）のことや、書いているが、すぎの木や親子教室の待機のことを踏まえると○というのはいかがなものかというご意見かと思うんですけども、今回、こんなご意見がありましたということにつきましては、所管課のほうにはお伝えさせていただきたいと思っております。

会長 では、E委員お願いします。

E委員 ページ6です。情報サービスの内容について、ありがとうございます、おかげさまで。私の意見といたしまして、ページ2の9番なんですけれども、グループホーム・ケアホームのことなんですけれども、前からお話ししている、聴覚

障害者が手話でコミュニケーションが必要な方が入れる場所がないということ、そういう状態があったので、今後はそういう人たちが入ることのできるグループホームやケアホームをつくるという考えを含めてほしいということも内容に入れてもらえないでしょうか。

それで、地域生活の支援サービスについては、手話をコミュニケーションとする聴覚障害者に対して全く考えが含まれていないという現実があるということ、ここに載せていただきたいと思います。

ほかに、16 ページの 47 番です。障害者の相談支援体制で、23 年度の実績を見ますと、相談件数が 1 万 754 件と載っていますが、わらしべとパーソナルサポートと市役所の障害者の窓口、相談も全部含まれると思うんですけども、委託先の二つの相談の内容で、無理やり連れられて相談を受けさせたりとか、相談したいと思っていないのに無理やり行ったという報告があります。その中で、対応できる体制づくりではなくて、きちんとした正しい聴覚障害者に対する知識、専門性を持った相談員を今後設置できるように考えていただきたい。私の考えとしては、ピアカウンセラーという方法を廃止して、専門性を持った相談員を配置していただく方向で進めていただきたいと思います。以上です。

会長 今のご意見につきまして、ケアホーム・グループホームに対する聴覚障害者の住まいの確保という視点、それからいろいろありましたが、無理やり相談にのせられてるのではないかというようなご意見もあったんですけども、そういう点も含めて、事務局のほうで答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

事務局 無理やり相談というお話があったかと思うんですけども、それは恐らく、障害福祉室のほうでろうあ者生活指導員等をおいておったんですけども、今年度から手話によるコミュニケーションを十分に図ることのできる力量の職員が異動等でいなくなりましたので、一般的な相談につきましては、支援センターのほうに、わらしべやパーソナルといったところに行っていただくようにということをお願いしている部分があるのは事実でございます。恐らくそのことを指して、無理やり支援センターに行かされたというふうにおっしゃっておられるのかなとは思うんですけども。

会長 E 委員、いかがですか。

E 委員 違います。相談に行きたくない、市役所にいる相談員に相談したいけれども、市役所にいないからできない、去年の相談員は、合っていないのでぶらぶらしていた、そういう状態の中で「サロンとかそういうところに行かない？」と言って、無理やり行ったという状態という話を何度か聞いています。「わかりました、それは市に相談に行きます」と、私が利用者に話をしたばかりです。

事務局 わかりました。後ほど、個別に。

| | |
|-----|--|
| E委員 | はい、じゃあ後ほど、よろしくお願いします。 |
| 会長 | そのほかについて。 |
| 事務局 | 後、グループホーム・ケアホームにつきましてなんですが、今期の計画のほうにも障害の重い人や医療的ケアが必要な人たちもというような形で、ケアホームの整備等を検討していくことにしております。ですから、代表的なものとして、とりわけ今遅れていると思っているのが障害の重い人や医療的ケアが必要な人という形で例示としては挙げさせていただいておりますが、あらゆる障害に対応できるような形でケアホームの体制について今後検討していきたいと思っております。 |
| 会長 | それとピアカウンセラーの設置ということも、ご要望があったと思うんですけども。 |
| 事務局 | ピアカウンセラーにつきましては、ピアカウンセラーの有効性ということもありますので、今直ちに廃止してということは、市としては考えておりません。支援センターには、それぞれ2か所については、パーソナルとわらしべについては配置させていただいております。 |
| E委員 | わらしべは相談員で、パーソナルはピアカウンセラー、専門的には相談の資格がわらしべとパーソナルではちょっと違います。そういう意味でピアカウンセラーよりも相談員をおいてほしいという声があがっているという実態があり、今お願いしているわけです。 |
| 会長 | C委員、その辺について、いかがですか。 |
| C委員 | もともとピアカウンセラーというのは、いわゆる専門性というよりは当事者性ということで、当事者みずから相談にのっていこうという取り組みをしようと96年ぐらいから始まって、特に身障の支援センターにはそういった職員の配置を必須とするということで、パーソナルもわらしべも双方においてきたということです。それに加えて、この2、3年の中で相談支援事業が大分変わってきて、相談支援専門員という資格が始まって、そういった具体的な当事者性に加えて、そういった専門相談をどう思っているかということが、いま少しずつ積み重なっているというんですか、そういった時期なのかなと思います。そういった点で、専門性というのはどこを指すかと、それぞれ意見があると思うんですけど、そういったことで今取り組まれてる状況じゃないかなと思います。それぞれのセンターに、わらしべさんとうちにはピアカウンセラーの配置が決まっているので、うちは特に常勤で確保しているので、相談に来ていただいたら、もしくはサロン等々とかで、その中で相談を伺っていくという形を取り続けるつもりでいます。市との相談支援体制の中で、ろう者の相談支援の関係で整理を、これからせなあかんと思ってるんですけど、少しそういった点でまたご意見を伺おうかなという感じもしています。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | 今、市の取り組みとして、各支援センターと連携を図りながら相談の専門性を高めていく取り組みをしているということによろしいですか。 |
| E委員 | よろしくをお願いします。 |
| 会長 | よろしいですか、ありがとうございます。 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。 ＜なしの声あり＞ |
| 会長 | 質問があれば、また後ほどお聞きしたいと思いますので、次の案件にうつりたいと思います。 案件2といたしまして、平成24年度障害福祉予算について事務局のほうからご説明お願いいたします。 |
| 事務局 | それでは案件2、平成24年度障害福祉室の予算についてご説明いたします。 資料2としまして、A3横長の一枚ものの資料をごらんください。 平成24年度予算障害福祉室関連分比較表です。資料の構成は、比較表ということで23年度と24年度の予算を比べるような形で形成しております。左から事業名がありまして、23年度の当初予算、補正額、平成23年補正後の予算額、23年度の決算額、太枠内に24年度の当初予算と続いています。さらにその横の列には、23年度と24年度の当初予算を比較した増減額を表示して、増減の理由も一部記載しております。事業名の順番は、市の予算書と同じ並びになっています。 それでは予算の総額について、裏面の中ほど下にある統計の欄を見てください。 23年度の当初予算の合計額が、55億5,763万6,000円、24年度の当初予算の合計額が、60億6,781万1,000円となっており、5億1,017万5,000円の増額で、率にすると9.2%大幅に増えております。主な増加要因としましては、児童福祉法・障害者自立支援法の改正によるものが大きな割合を占めています。比較表の増減の理由の欄に、「法改正により」と書かれているものが自立支援法改正関係、「児童福祉法改正により」と書かれているものが児童福祉法改正関係によるものとなっております。それぞれの法改正ごとに予算の増加理由を説明していきますので、一覧表の順番が前後することになりますがご了承ください。まず、児童福祉法の改正に伴う増加部分について説明いたします。先ほど見ていただきました合計額のすぐ上の行をごらんください。 ⑤児童福祉総務費の事業として二つあがっております、1障害児相談支援事業経費に障害児通所支援事業経費を新規で計上しております。今回の法改正では、障害児の支援強化として身近な地域での支援の充実が掲げられ、これまで大阪府で実施してきた障害児支援のうち、入所に係る支援はそのまま大阪府で行い、通所に係る支援について24年度から市町村で実施することになりま |

した。

2の障害児通所支援事業では、大阪府が行ってきた従来の障害児支援に加えて、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援という制度も創設されています。放課後等デイサービスについては、障害者自立支援法のサービスでもあった児童デイサービス事業が再編されたものとなっていますので、もともと市の予算でしたから、自立支援費から児童福祉費への計上に予算を組み替えたものとなっております。また、障害児通所支援事業の利用には、障害児支援利用計画を作成することとして障害児の相談支援も創設されていますので、これについては、1の障害児相談支援事業に計上しております。

これらの障害児支援の事業を新たに実施するほかに、③の自立支援費のほうにも影響するものがございます。児童福祉施設における在園期間延長措置の見直しが行われましたので、児童福祉施設に入所している18歳以上の人について4月からは障害者自立支援法の障害福祉サービスに移行しています。これに該当する人は、枚方療育園にいる方が多いのですが、およそ40数名いらっしゃいまして、この費用については、③の障害者自立支援費の中の三つの事業に上乗せする形で計上しています。

利用されるサービスの種類としましては、療養介護、生活介護、施設入所支援ですので、12番の療養介護等事業、13番の生活介護事業、裏面の22施設入所支援事業の予算で増額しているほか、中には措置による入所の方もいらっしゃいますので、表面の9の障害者入所施設措置費を新たに計上しております。

また、従来国庫補助事業で実施してきました大阪府の事業で、重症心身障害児通園事業がありますが、この事業についても18歳以上の人については、先ほどと同じように、自立支援法の障害福祉サービスを利用することになりました。この方たちについても、生活介護のサービスを受けることとなりますので、13の生活介護事業の予算を増額しています。以上が児童福祉法改正により増額した事業となっております。

予算額にして、約3億5,000万円で、増額分の7割近くを占めています。

次に、障害者自立支援法の改正に伴う予算増加について説明いたします。

自立支援法改正に伴うものとしましては、平成23年10月に開始した事業と平成24年4月に開始した事業とがあります。

まず10月に開始した事業ですが、二つございまして、一つは③障害者自立支援費の一番最後、裏面の31同行援護事業です。

これまで地域生活支援事業の移動支援事業で実施していた視覚障害者のガイドヘルプが、10月から自立支援法に基づくサービスに変わりまして個別給付化されるようになりました。そのため新たな事業としてあがっています。現在、視覚障害者の利用については、切りかえが進められているところで、24年度末

までには全員が順次移行する予定です。サービス単価が変わるものの予算的には移動支援事業の予算が縮小される一方、同行援護事業で計上するというふうに予算の組み替えをした形となっております。

10月に施行される事業のもう一つは、グループホーム・ケアホーム入所者に対する家賃補助の制度です。市民税非課税の方に一人一月当たり1万円を上限に家賃を補助するもので、対象者約300名分の予算が裏面の23特定障害者特別給付事業に増額で計上されております。

次に、24年4月施行に係るものとしましては、増額した事業と新規で計上した事業とがございます。

表面の③自立支援費の11高額障害福祉サービス事業経費です。これは世帯の中で障害福祉サービス、介護保険のサービス、児童福祉法に係る障害児支援の利用料等を合計して、合計額が一定を超えた分が申請により償還される制度ですが、この4月からは補装具の購入費も新たに合算して算定できるようになりましたので、対象者がふえることから予算を増額しております。

4月施行に係る事業で新規で計上しているものは、8障害者相談支援事業経費です。障害者の相談支援の充実として、サービス等利用計画作成の対象者を障害福祉サービスを利用する全員に3年かけて拡大されていきます。本市の利用は、これまでありませんでしたが、徐々に増えていくと思われます。

また、施設等に入所している人が地域移行する際の相談体制の給付が地域移行後、地域定着支援として新たに個別給付化されることになりました。相談支援事業の利用については、見込みがたちにくいため、当初の予算としては、枠だけを確認していますので低くなっておりますが、状況を見ながら補正予算で対応していく予定としております。

4月施行の新規事業の二つ目は、裏面の④地域生活支援費の3成年後見支援事業経費です。成年後見制度を市長申し立てで申請する費用についての予算となりますが、この事業は、これまで、福祉総務課のほうで実施してきたもので、今回の法改正で地域生活支援事業の必須化メニューとして格上げされたため、事務を障害福祉室に移管しております。

23年10月施行、24年4月施行の事業のほかに、次にあげるものも法改正関連になります。発達障害者が障害者自立支援法の対象に含まれるようになりましたので、地域生活支援事業の7移動支援事業、9日中一時支援事業でも発達障害者を対象として拡大するため、それぞれ予算を増額しております。自立支援法改正関係により、増額した予算の総額は、約1億2,000万円で、児童福祉法の改正関係と合わせますと、4億7,000万円となっております。予算増額の大部分が法改正によるものとなっておりますが、ちなみに予算の算定には4月からの報酬改定が反映されておられませんので、さらに増えることが予想されて

います。法改正関連の増額予算は以上です。

次に、新規で予算を増額している市独自の事業をご紹介します。

表面の②障害福祉総務費の中の 22 療育支援事業が新規事業であっておりますが、これは児童福祉法が身近な地域での支援の充実として改正されたのを受け、これまで大阪府が実施してきた事業を市町村で引き継ぐ形となりました。

下にいきまして③障害者自立支援費の 6 共同生活介護、共同生活援助支援事業と続きの 7 日中活動系サービス新規利用者加算事業に新たな補助金を二つ創設しています。これまでであった補助金を終了・縮小して再構築した形となっています。6 共同生活介護、共同生活援助支援事業では、これまでであった運営安定化の補助金に加えまして、今回新規開設整備補助金として 320 万円、7 の日中活動系サービス新規利用者加算事業では 369 万 6,000 円を計上しております。

裏面にいきまして、④地域生活支援事業の 7 移動支援事業では、障害児通学支援事業を 10 月から実施する予定で 1,284 万円を増額で計上しております。先ほどの補助金の創設と通学支援事業については、次の案件に新規事業のご説明がありますので、そちらで詳しくご説明いたします。

次に、③の自立支援費の事業で減額になっている表面の 10 重度訪問介護事業と裏面の 21 の共同生活介護（ケアホーム）事業について説明いたします。表面の 10 重度訪問介護事業では、約 3,000 万円の減額となっておりますが、これは理由欄に書いてありますとおり、利用が減ったためで、資料にはございませんが、平成 22 年度と 23 年度の実績を比較しますと 2 割近く減っております。24 年度の予算は、前年度の 23 年度の上半期の実績をもとに作成しておりますので、それで減額となっているわけです。23 年度の決算額を見ますと、1 億 122 万で、24 年度の予算が 1 億 21 万とその差が約 100 万円ですから、実績に応じた予算となっているのがわかります。裏面の 21 の共同生活介護（ケアホーム）事業では、2,800 万円ほどの減額となっておりますが、23 年度の決算額と 24 年度の予算額で比べますと 50 万円ほどの差でほぼ同じです。これも実績に応じた予算金額となっていることがわかりいただけると思います。以上で、私からの平成 24 年度の予算の説明は終わりです。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの予算の説明につきまして、何かご質問はあるでしょうか。法改正による予算額の増額という説明を主にさせていただいたんですけども、よろしいですか。

では、B 委員お願いします。

B 委員 ちょっと教えてほしいのが、22 番目の療育支援事業委託費という府からというふうなことですけど、これは具体的には、どういう内容を支援するために設置されているのか、教えてほしいなというのと、これは感想も含むんですが、

重度訪問介護事業というのが実態に合わせて減額になってるということは、単純に考えれば、身体の障害の方が65歳になって介護保険に移行したために減額になったのではないかなと思ってまして、というふうな部分でいくと、地域の中に重度訪問を利用する方が減っていったという数字とも読めるかなというのがあって、実態としたらあまりいい方向ではないんだろう、そこで予算が要らないというふうになってくるのは、また別の意味で課題があるんだろうなと思ってます。またこういう予算の枠組みのその辺の背景をどうするか考えながら検討していってもらえたらなとは思いますが。

会長 療育支援事業委託料の使い道について、事務局から説明をお願いします。

事務局 そうしたら療育支援事業についてご説明させていただきます。この療育支援事業につきましては、23年度まで、府内6圏域ありまして、各圏域ごとに1拠点設けまして、そこでいわゆる発達障害のある児童さん、幼児さんを対象に療育を行っておるということなんですけれども、今般の児童福祉法の改正によりまして、より身近な市町村でこういった療育の事業も引き受けてしていくというふうな流れにのりまして、府が行っていたこの療育支援事業について、各市町村さんでお願いしますという話がありました。それで24年度からは、北河内の中で言えば、枚方市内はリンクという事業所があるんですけれども、そこに市のほうから継続してお願いする形で、枚方市からこのリンクに通って療育を受ける方について一定市のほうから委託料をとる形でお支払いしておるという予算になっています。

それと重度訪問介護の話なんですけれども、予算額が減っているということで、何分、重度訪問というのは、そのサービスの性格上、長時間訪問ヘルプをお使いになるという方が多くいらっしゃいます。そういった方が引っ越しされたりとか、後はお亡くなりになられたりとかというふうなことで、一定そういった形で、利用者が変動すれば一人二人であってもかなり長時間の時間が削減というんですか、なくなってしまうということになっております。B委員からご指摘ありました65歳以上の介護保険への移行ということなんですけれども、当然移行ということになれば介護保険のサービスをお使いになっていただくんですけれども、そればかりの理由ということではないということで、ご理解いただきたいと思えます。

会長 ほかに何かご質問、ご意見ございますか。はい、E委員どうぞ。

E委員 今のお話の中で、府が今まで行ってきた、例えば難聴の子ども、ろうの子どもに対する発音訓練とかはいろんなところで行われていまして、北河内では寝屋川に「びよんびよん」という発音訓練の部屋があったんですけど、今後市町村に委託という形になるというんですね。その中で枚方市は、今後聞こえない子どもたちに対する発音訓練とか、そういったことに対する支援を、どのよう

な予算を考えておられるのか、その予算はどこに含まれているのかということをお聞きしたいのが一つと、障害児通所支援とか相談支援とか、新しく加えられたこれも、聞こえない子どもに対しても含まれているのか、含まれていないのかということをお聞きしたいです。

会長 今のご質問、事務局でよろしいでしょうか。

事務局 まず、ぴよんぴよん教室についてですけれども、大阪府のほうで今やられてまして、24年度についても大阪府でやられているということで、市の24年度予算の中にはその分については入っていないわけですが、大阪府のほうで今年度見直しをされていくということで聞いておりまして、また圏域ごとに大阪府さんのほうが主催されて話し合いとかもしていくというようなことを聞いていますので、そういった状況を踏まえながら今後考えていきたいと思っております。

障害児の発達支援の関係の予算につきましては、難聴の子どもさんの施設でゆうなぎ園というところが確かあったかと思うんですが、そこが児童発達支援の事業所としてされておりますので、枚方の方でそこに通われている方の分については、この中の予算に含まれております。

会長 E委員、よろしいでしょうか。

E委員 すみません、ゆうなぎ園のほかに、生野聴覚特別支援学校は含まれていないんですか。

会長 学校関係は入っていないわけですね。

事務局 はい。

E委員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけど、児童支援というのは、年齢は幾つまでということをお聞きしたいんですけど、市の方に。この障害児という年齢は、幾つまで。義務教育の範囲の中学3年までなんですか。

事務局 障害児の定義で言えば、18歳未満ということになっております。

E委員 そうでしたら、生野も含まれる、ろう学校に通っているろうの子どももいるので、その子どもたちは児童支援には入っていないと先ほどの報告でしたけれども、ゆうなぎだけが入っていて、生野ろう学校は入っていないということに対して、私はちょっと疑問に思います。

会長 はい、どうぞ。

事務局 特別支援学校の予算については、大阪府のほうの予算になるかと思っておりますので、市については予算は組んでおりません。

E委員 ゆうなぎは認めるということで、大阪市港区にありますよね。その援助費で生野ろう学校は鶴橋桃谷あたりにある、そのゆうなぎは入っていて、生野は入らないというのは。

事務局 すみません、学校については大阪府のほうになりますので、特別支援学校と

ゆうなぎ園は全然違う施設になりますので、児童発達支援の施設についての予算は市では組んでおりますが、特別支援学校については大阪府になります。

E委員 ということは、府がその管轄で、府が負担するということになるということですか。わかりました、すみません。

会長 これは福祉関係の予算ですので、教育関係の予算とは少し内容が違うのかなというふうには思いますので、その辺をご理解していただければと思います。ほかにご質問ございますか。

 <なしの声あり>

会長 では、ないようですので、あればまた後ほどお聞きしたいと思います。

 では、次の案件にまいりたいと思います。平成 24 年度の新規事業につきまして事務局のほうからお願いします。

事務局 それでは案件 3 の平成 24 年度の新規事業についてご説明させていただきます。私のほうからは、障害児の通学支援事業についてということでご説明させていただきます。

 では資料のほうをご覧ください。

 障害児の通学支援事業ですけれども、事業概要は、一人で通学が困難な児童・生徒を対象に通学ガイドヘルパーを派遣して、自宅と学校間の往復などにおいて通学のために必要な支援を行うものです。利用対象者は、各障害者手帳を所持しているか、知的障害があると判定されているか、また発達障害がある旨の診断書がある、市内に居住する児童・生徒で小・中学校、高等学校、支援学校に在籍し、保護者の就労や病気療養などのやむを得ない理由があるために通学困難な状況が一定期間継続することを校長が認めることが要件になっております。

 事業形態としましては、地域生活支援事業の移動支援事業に位置づけて、新たな市の施策として既に市内で移動支援事業を営んでいる事業者や、障害のある児童、生徒に対する支援実績のある N P O 法人等を対象に通学支援事業を委託します。

 利用料、事業者報酬は、開始から 1 時間までを 1,600 円とし、1 時間を超えると 15 分ごとに 400 円を加算します。利用者の負担は利用料の 1 割としますが、保護者の市民税、課税状況に応じて上限を設けております。課税の場合は 1 か月 2,000 円、生活保護、非課税の場合は負担額はございません。

 利用者数は市立小・中学校及び寝屋川支援学校、交野支援学校、交野支援学校四条畷校への調査結果から推定し、今年度 100 人、利用時間、約 8,000 時間と見込んでおります。

 事業実施につきましては、10 月からを予定しています。以上です。

事務局 続きまして、身体障害者手帳交付事務の権限移譲及び診断料扶助事業の見直

しについてということで、説明させていただきます。

それでは資料3の2をごらんください。

事業の概要ですけれども、大阪版地方分権推進制度に基づきまして、大阪府から身体障害者手帳交付事務の権限移譲を受けまして、市が手帳の申請受付から交付までを行うことで、交付期間を短縮し、市民サービスの向上を図っていくものです。手帳の交付の主な事務の流れとしましては、図に示させていただきますように、申請者がまず市に申請書と指定医の診断書・意見書を提出し、市の権限で手帳の交付、もしくは非該当の通知を行うものです。ただし、指定医の意見が身体障害者手帳の交付に該当しないという場合や、国基準に照らし合わせて疑義が生じた場合につきましては、大阪府の社会福祉審議会へ諮問を依頼することになり、府からの答申結果を受けまして手帳の交付、非該当という結果を申請者の方に通知するという流れになります。

続きまして2番、身体障害者手帳扶助事業の見直しについてというところですが、それでは、そちらのほうにつきましては、概要は身体障害者手帳を申請する際に、必要な指定医の診断書に係る診断料につきまして、公費助成の対象を現行の課税・非課税世帯対象から非課税世帯のみの対象に見直しを行うものです。参考としまして、平成23年度の助成件数は1,482件で、その助成経費につきましては、782万4,806円となっております。このうち市民税非課税世帯につきましては497件で261万2,867円ということになっております。見直しの経過についてですけれども、平成22年度に行われました事業仕分けの中で、仕分け人の意見を受けて改善とされた対応方針を踏まえまして、本事業のあり方を検討した結果、大阪府の手帳診断料の補助事業の補助対象が非課税世帯であることや、府内の類似団体でも非課税世帯を対象とする制度に見直しが見直しがなされていっているということがあります。また、本市の他の施策の減免制度との整合性等も勘案しまして、助成対象を非課税世帯とするものです。こちらの実施日につきましては、1、2とも今年度の10月1日からと予定しております。以上となります。

事務局

それでは続きまして、資料3の3、グループホーム・ケアホーム新規開設整備補助金及び障害者日中活動系サービス新規利用者加算補助金についてご説明させていただきます。

本市におきましては、今年度、補助金事業の再構築ということで、新規に二つの補助金制度を創設いたしました。一番目としてグループホーム・ケアホーム新規開設整備補助金及び、二番目、日中活動系サービス新規事業者加算補助金でございます。

まず、グループホーム・ケアホーム新規開設整備補助金についてでございますが、グループホーム・ケアホームの設置促進のために、市内に定員4人以上

のグループホーム・ケアホームを新規に開設または常設する事業者に対し整備補助を行うものです。補助対象経費につきましては、物件の買い上げまたは借り上げに要する初期経費、バリアフリー化等改修に要する経費、消防設備の購入及び設置に要する経費、初度調弁費としておりまして、補助上限額は80万円となっております。日中活動系サービス新規利用者加算事業補助金につきましては、日中活動の場を確保するため、新規開設や定員増加などを行い、新規のサービス利用者を受け入れた事業者に対し運営補助を行うものです。補助金額としましては、一日の利用者一人につき700円としております。補助金の交付期間は2年間となっております。

続きまして、資料3の4障害者虐待防止法施行について説明をさせていただきます。

平成24年10月1日より障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されることに伴い、現在市の責務として虐待通報に対応するための対策を講じているところでございます。本市の方針としましては、四番目のところに書いてございますけれども、障害福祉室内に障害者虐待防止センターを設置する。障害福祉室が事務局となり障害者相談支援センター及び警察、消防、保健所等の関係機関と連携して、障害者虐待防止ネットワークの体制整備を図り10月から稼働をする。緊急避難時の居室については、広域的に確保するため、府や近隣市と継続協議をしていくということとしております。これに向けまして、現在の状況としましては、虐待防止研修の受講や関係機関との協議、協力依頼などを進めているところでございます。

今後につきましても、夜間、休日について専用電話の設置等の対応ができないかどうかということについての検討や障害者の権利養護についての啓発事業、居室確保についての協議等を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

会長 はい、新規事業についてのご説明がありました。これについてのご意見、ご質問いかがでございますか。

E委員、どうぞ。

E委員 まず、障害者の通所支援についてです。3の1です。生野聴覚特別支援学校は、通所の支援は無理ということをおっしゃいましたが、寝屋川支援学校、交野支援学校、それから四条畷について、生野はだめなのはなぜでしょうか。こちらのほうは3つあがっていますが、その説明をしていただきたいです。もし、生野聴覚障害のほうに認められた場合、手話のコミュニケーション、専門知識のある枚方市手話通訳協会にお願いしてガイドできるように考えていただきたいと思います。

ほかに、3の2について、身体障害者手帳ですが、診断料は幾らになるんで

しょうか。今までは無料でした。非課税世帯だけが無料で、ほかの家庭は幾ら自分が負担すればいいのでしょうか、教えてください。

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 そうしましたら、まず障害児の通学支援についてご説明させていただきます。この通学支援事業はあくまでも通学困難な児童、生徒さんに対して通学をサポートするという事業になっておりまして、先ほど林委員がおっしゃられてた障害児の発達支援事業というとはまた別もので考えていただきたいということです。まず通学をサポートということが主なこの障害児の通学支援事業になっています。ですので、生野の支援学校に通学されている児童、生徒さんが保護者が就労とか病気療養で送れない、通学に対して支援ができないということであれば、当然この通学支援事業の利用はできるものというふうにご理解いただければよいかと思っております。

E委員 今話を文書に載せていただけますか。生野支援学校への保護者の通学支援が無理なときには支援しますというのを載せていただけますか。

事務局 特に学校を指定して、この通学支援事業をやっているのではなくて、枚方市内に住んでおって、京都に通学しておる障害のある生徒さんもおれば、大阪市内に行ってはる方もいてはるということで、一定枚方市内に在住している障害のある児童、生徒さんであれば小学校、中学校また支援学校、高等学校、どこという場所を問わずに通学困難な状況であればこの制度を利用することができるということでご理解いただきたいと思っております。

会長 ちょっとよろしいですか。利用見込みのところでは具体的な学校名を書かれてるじゃないですか。これで、これだけしか使えないんじゃないかなという予測になってしまったという可能性はなきにしもあらずだと思いますので、利用見込みの調査した学校名に縛られないような記述の仕方をしたほうがいいのかという印象です。

C委員 対象のところを多分見ていただいたほうが、限定がないとわかると思います。現行がわかるのがこの見込み者数のところだけでわかったので、調査しただけなので。主にニードが高いだろうという判断をされたので。

会長 はい、D委員、どうぞ。

D委員 関連してなんですけども、長期に通学困難という場合の長期というのは、どういうことを指しているのかということと、本当に長期でそんな子どもが学校を休むかというのは、やっぱり親の病気なんかは単発的に結構あるので、そういうニーズのほうが大きいんじゃないかなというふう思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えになってるのか。

事務局 ここでお伝えさせていただいてます長期というのは、約1か月というふうにご考えております。これはやはり、そのお子さんの状況等勘案する時間、また事

業者と契約して、事業者がガイドヘルパーさんをコーディネートする時間等を入れまして、1か月程度というふうなことで今現在は考えています。

D委員 1か月間子どもが学校に通えない状態というのは、ちょっとほんまに異常な状態やと思うので、何かその支給についてはわかるんですけど、通学困難を校長が認めることになってるんで、それが1か月じゃなくても、状態に応じて校長先生が認めたらそういうのは認めるのか、1か月間という実績が必要なのかどうなのかというあたりは、どうなんですか。

C委員 1か月は続くであろうと思われるという、実績がなかったらあかんという、そういう意味じゃあないんです。

会長 就労ということも含まれてますので、保護者の病気だけということにとらわれずに、就労もオーケーだということになってますので、それでいいんじゃないかと思いますが。それとE委員のほうからもう一つ質問がございました、診断書料の件がどのぐらいなのかということなんですけども。

事務局 診断書料につきましては、それぞれの障害者手帳を取得される部位ごとによってその診断もまちまちなんですけれども、平均すれば大体5,250円というふうな値段になっております。

E委員 わかりました。もう一つあったと思うんです。もし聴覚障害者をガイドするときに手話ができるガイドヘルパーを、例えばNPOの枚方市手話通訳協会にお願いするということはできるのでしょうか。手話のできるガイドヘルパーということで。

会長 その意見については、お願いできますか。

事務局 そのお子さんの状態で、それぞれ今のガイドヘルパーさんの中で対応できる方に対応をお願いしたいというふうには考えておりますけれども、また今後の検討課題として、その部分については状況を見ながら、また考えていきたいと思っております。

会長 C委員、何かご意見ありますか。

C委員 通学支援ということで、初めて制度化するわけですけど、通学支援はずっと議論があって、必要性が求められていて、この10月制度施行ということで、障害に関してはさまざまな障害を持ってる方が予想されていて、それをそれぞれどう対応するかというのは、それぞれ現場で個別に対応となってくるとは思っています。今回いわゆるヘルパーの養成に関しては、通常のヘルパー資格ですごくハードルを下げて、3時間程度の研修を受ければ従事できるという仕組みにしてると、従来のホームヘルパー、ガイドヘルパーを持ってるとすべての方が参加できる。毎日、朝と夕必ずついてくるので、非常に回数が多いということで、できたら地域の人にやってもらおうということで、講座を今回4回程度やる予定なんですけど、それに加えて出張講座等々を市と連携してやっていこ

うということで今準備をしています。もし聴覚障害の方に対する支援が必要ということであれば、できればそういった方に受けてほしいということ、聴覚障害団体を含めて、取り組んでいただくのも一つの方策かなと思います。もしそういった支援団体が自分のところでもすごくやりたいということであれば事業委託も十分可能だと思うので、この協議会はそれぞれの部門を代表されて来られてと思うので、できればそういったことを周知していただいて、支援をするという人ができたら出していただく、そういった取り組みもしていただきたいなというふうに思います。

会長 ヘルパーさんというんですか、サポートする人の研修が非常にハードルが下がって、市民が応援できるという体制になってきているという状況でございます。ですから、積極的に研修を受けていただきたいという委員のお話だと思いますが、よろしいですか。

E委員 わかりました。

会長 ほかにご意見、はい、A委員、どうぞ。

A委員 昨年10月から同行援護が始まってまして、それに対して視覚障害者のほうに1か月9,300円を上限としまして負担金がかかってきてます。ほかの障害者の方にはそれがないと思うんですけど、補助金の中で、枚方市独自で少し援助していただいて、それを軽減することはできないでしょうか。身体介護ありとなしがあるんですけどね、なし型でも1割負担ということになって、枚方市が定めてる50時間となれば、一応1万円近く負担で、9,300円という、ほぼ出さないといけないということになってます。でもそれは国が決めたことなので、そこのところは多分動かせないと思うんですが、補助金という形をとりまして、何とか考えていただけることはできませんか。お願いします。

会長 ちょっと新規事業とは外れる質問ですけども、いかがお考えですか。

事務局 昨年度からこの同行援護が策定されまして、視覚障害の方で視覚ガイドをお使いの方については、順次この同行援護への切りかえをお願いしておることです。岸本委員がご発言いただきましたように、従来より移動支援事業をお使いの方で、課税の方ということであれば、移動支援事業であれば2,000円であったところが、課税の方で9,300円になったとか、あと3万7,200円になってるとかという方も出てきております。ただ、これは国の制度に基づいて行っておる中で、他市の状況も、視覚部会さんからの意見をいただいて、いろいろと調査をしておる最中なんですけども、なかなかこういった軽減策を実施されておる市町村はまだ少ないというところもありまして、現段階では枚方市で独自にこういう制度を設けていくことは困難かなということになっております。

会長 A委員、今のところ難しいというご意見なんですけど。

| | |
|-----|--|
| A委員 | 他市でだんだんふえてきているところもあると思うので、もう一度ちゃんと検討して考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。 |
| 会長 | はい、よろしくお願いします。ほかにご意見、ご質問ございますか。 はい、B委員どうぞ。 |
| B委員 | <p>一点目、通学支援事業で、利用対象者の2の部分に入っていればどの方も利用できるのかどうかの確認の中で、先ほども出てましたように、医療行為、吸引等が必要な方は、この通学支援の範疇に入るのかどうか、確認を改めてしておきたいのと、もしそれが短期の養成、研修のためにそこまでは入らないとすれば、そういうケースというのは、多分枚方市内でもそんなに多くはないとは思うんですけれども、特化した対応というのが可能なかどうかという部分が一つ。</p> <p>それから、虐待防止法等の部分で、これまでは多分、枚方市の障害児等関係機関連絡会議なんかでそういう問題を検討してこられたんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺がシステムもころっと変えて、障害者虐待防止センターで集約して対応というふうなことなのかなと思ってるんですけれども、事業所のほうでは具体的に利用者のDVというふうな問題というのは直面します。その中で、障害児だけじゃなくて障害者もということですから、高齢、それから児童に関しては今まであったんですが、障害者というふうな部分での虐待防止法ができた場合、多分事業者のほうには、そういう部分に対する義務課程も発生するんじゃないかなと想定してるんですが、そこら辺の説明をどのようにされるのかということと、その辺のシステムがきちんと有効に、混乱しないような段取りを今どういうふうに考えておられるのかということ。それから先の通学というのは、現場のほうではネグレクトみたいなケースの場合、保育所それから通学ですね、学校へというふうなことがそういう状況を、法の対応のほうをしていけば大分救えるというきっかけになるということもあります。ですから通学保証というのは、単に学校の行き帰りじゃなくて、学校へ行けない理由が、その背景がいろいろありますから、ちょっと柔軟な対応も可能なシステムにしてもらいたいなというふうに思っています。以上です。</p> |
| 会長 | はい、2点大きくあったと思いますが、通学支援事業について医療行為の必要な人が対象として含まれるのかということですからけれども、当然含まれると考えてほしいですね。 |
| 事務局 | 当然含まれてくるんですけれども、その支援の方法については今後考えておく必要があるかなというふうには思っております。 |
| 会長 | 3日間の研修でオーケーだということにはならないわけですね。 |
| 事務局 | そうですね。 |
| 会長 | 統一性がありますので。それからもう一点、虐待防止法の関係で既存の組織 |

と、それから新しい組織との整合性と、それから連携というんですか、それについてのご質問だったと思うんですけども、それについて事務局お願いします。

事務局

いわゆる虐待防止法についてなんですけども、これはかなり年齢や何かによって細かく分けられておまして、いわゆる障害者の虐待防止法の対象とする範疇につきましては、18歳から64歳までという形でおおむね考えていただければ結構です。ですから、今B委員がおっしゃいました障害児等関係連絡機関会議につきましては、今後も存続していく形になると思います。あわせて障害のほうでも、この法施行に伴いまして、資料3の4のほうの4の(2)に書いてありますとおり、虐待防止ネットワークの体制について警察消防や何かについても、関係機関と連携しながら今後構築してまいりたいと考えておるところでございます。あわせて言いますと、18歳から64歳までの在宅の方については、市、この虐待防止センターのほうで対応すると。いわゆる日中活動系につきましては、指定権者という形になりますので、現在で言いますと大阪府、来年の1月1日以降で言いますと枚方市の別の部署が対応する形になります。あわせて、就労等の場所、いわゆる働いているところの場所につきましては、府の労働部局等が対応することになりますので、少しそういう形でわかれているということになっております。

会長

よろしいでしょうか。ほかに、いかがですか。

では、よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

会長

では、最後の案件ですけども、その他ということで事務局のほうから、よろしくをお願いします。

事務局

案件ということは、特にございません。

会長

それでは、終了時間も近づいてまいりました。一応これで今日の協議会を終了したいと思います。よろしゅうございますか。

B委員

一点だけお願いしたいと思います。

会長

どうぞ、B委員。

B委員

一つだけ、ちょっと感じてる部分があって、この場では障害者の総合の施策の推進なんですけど、もう一つ大きな組織で自立支援協議会というのがあると思うんです。今日のテーマをどちらで深めていけばいいのかなというのが幾つかあったと思うんです。回数とか協議の方法とか、自立支援協議会のほうがふさわしいピアカンとかというのがありましたし、地域のそういうふうな施策というのは、当事者の方も含めての提案があったほうがよかったり、その機関を設けて、そのグループで検討したりというののもあってもいいんだらうなと思うんですが、その辺の自立支援協議会とこの施策推進協議会との連携みたいなものの形というのでも少しまとめていく必要があるのかなと思ったのと、こういうふ

うな場に、障害別ではないんですけども、やっぱりメンバーとしておられる部分と、この場にはおられない障害、それから病気、難病も含めてというような部分、それぞれの課題の中で、こういうような場にも来られない、自立支援協議会にも参加メンバーのいない、そういうふうな人たちのことが谷間になっていかないように工夫する必要があるのかなと思いますので、またその辺を検討していただければと思います。

会長

はい、わかりました。

ほかにご意見ありませんでしたら、長時間になりましたが、これで本日の障害者施策推進協議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。